

【別紙10】

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>2-15 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）<u>8-11-2</u>及び<u>8-14</u>の取扱いは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「規則」という。）第2条第15号に規定するデリバティブ取引について準用する。</p>	<p>2-15 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）<u>8-11-4</u>及び<u>8-13</u>の取扱いは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「規則」という。）第2条第15号に規定するデリバティブ取引について準用する。</p>
<p>13-5 財務諸表等規則ガイドライン8の2-1から8の2-6まで及び8の2-8から8の2-10までの取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。</p>	<p>13-5 財務諸表等規則ガイドライン8の2-1から8の2-6まで及び8の2-8から8の2-11までの取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。</p>
<p>15の3 財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6-2までの取扱いは、規則第15条の3に規定するリース取引に関する注記について準用する。</p>	<p>15の3 財務諸表等規則ガイドライン8の6-1-1から8の6-6までの取扱いは、規則第15条の3に規定するリース取引に関する注記について準用する。</p>
<p>15の4の2 財務諸表等規則ガイドライン8の10の取扱いは、規則第15条の4の2及び第15条の4の3に規定する関連当事者との取引等に関する注記について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>15の4の2-1 財務諸表等規則ガイドライン8の10-1の取扱いは、規則第15条の4の2に規定する取引について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>15の4の2-1-10 財務諸表等規則ガイドライン8の10-1-10の取扱いは、規則第15条の4の2第1項第10号に定める事項について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>15の4の2-5 財務諸表等規則ガイドライン8の10-3の取扱いは、規則第15条の4の2第5項に掲げる事項について準用する。この場合において、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社又は連結子会社」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>23-3 規則第23条第3項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1 金銭の信託及びデリバティブ取引により生じる正味の債権で、それぞれの合計額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該金銭の信託等の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>2 通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産で1年以内に期限が到来するものについて、これらの合計額が資産の総額の100分の5を超える場合には、リース債権及びリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。</p>	<p>23-3 金銭の信託及びデリバティブ取引により生じる正味の債権で、それぞれの合計額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該金銭の信託等の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p>

30-5 財務諸表等規則ガイドライン33の2に掲げるリース債権及びリース投資資産で、これらの合計額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、リース債権及びリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

(新設)

38-1-5 規則第38条第1項第5号の引当金については、1年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定できない場合には、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が1年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は1年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。

38-1-3 規則第38条第1項第3号の引当金については、1年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定できない場合には、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が1年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は1年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。

65の2 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2から95の5の2-2までの取扱いは、規則第65条の2に規定する1株当たり当期純損益金額等の注記について準用する。

65の2 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2から95の5の2-2までの取扱いは、規則第65条の2に規定する1株当たり純損益金額等の注記について準用する。